解体等に要する費用（注１２）	□外部積立て（法第１５条の６から第１５条の１０までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） □積立て対象外	□有 □無	□外部積立て □積立て対象外		複数太陽光発電設備設置事業を営む場合は記載すること

遵守事項（注２０）	事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注２１）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□

	書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
添付書類（注２２）	①印鑑証明（２３）	□有 □無			
	②発電設備の置場に係る登記事項証明書（２３）	□有 □無			